

平成29年9月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 詐害行為取消請求控訴事件

(原審・札幌地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号)

口頭弁論終結日 平成29年7月7日

判 決

Y1こと

控訴人

Y1

(以下「控訴人Y1」という。)

控訴人

有限会社Y2

(以下「控訴人会社」という。)

被控訴人

国

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、有限会社A(以下「滞納会社」という。)に対し租税債権を有する被控訴人が、滞納会社は、租税債権の納付を免れる目的で、滞納会社の唯一の取締役である控訴人Y1と通謀して、控訴人Y1に対する貸金債務につき複数回

にわたって弁済して滞納会社の財産を不当に減少させ、さらに控訴人Y1は上記各弁済により取得した金員を、自ら代表取締役を務める控訴人会社に対して貸し付けて控訴人会社に転得させたと主張して、控訴人らに対し、それぞれ、国税通則法42条、民法424条に基づき、上記各弁済を詐害行為として取り消すとともに、同額の価格賠償を求めた事案である。

原審は、①滞納会社から控訴人Y1に対する上記各弁済の事実、②滞納会社と控訴人Y1との通謀的害意、③控訴人会社の転得者性及び悪意をいずれも認め、④詐害行為取消権の消滅時効の完成を認めず、被控訴人の請求を全部認容した。

これに対し、控訴人らは、原判決を不服として控訴した。

- 2 前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決書9頁9行目の「250万円」を「200万円」と改めるほか、原判決書「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求は全部認容すべきであると判断する。その理由は、以下のとおり補正するほか、原判決書「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決書12頁2行目の「処理がされている」の次に「(甲16)」を加える。
- (2) 原判決書13頁11行目、12行目、15行目、16行目から17行目にかけて、20行目、21行目及び26行目の各「250万円」をいずれも「200万円」と改める。
- (3) 原判決書14頁24行目の「平成22年12月28日、」の次に「札幌南税務署長に対し、」を加える。

2 控訴理由について

- (1) 控訴人らは、①滞納会社及び控訴人会社の帳簿上の記載には正確性がな

く、本件各処理における滞納会社からの出金と控訴人会社口座への入金等との間には他のいかなる取引等も介在することがあり得ないから、本件各処理について、滞納会社から控訴人Y 1 に対する弁済及び控訴人会社による転得であるとはいえない、②原判決が平成21年12月28日に成立したとする本件残債権の譲渡の合意は、法的には債権譲渡の予約であって、同日時点で債権譲渡による法律効果を発生させるような法的性質を有するとはいえないから、本件処理1及び同2は債権譲渡より前になされたものであり、滞納会社から控訴人Y 1 に対する弁済であるとはいえない、③原判決における、控訴人会社が転得者であるとの認定に係る判示は、原審の「第5準備書面」における被控訴人の主張に基づいてされたものであるところ、同主張は、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきものであったから、原判決の上記判示は、弁論主義に違背し違法である、などとして、控訴人Y 1 は受益者とはいえず、また、控訴人会社は転得者とはいえないと主張する。

しかしながら、①滞納会社（甲16）及び控訴人会社（甲18）の各帳簿における本件各処理に関する記載内容は、客観的な金員の動きと矛盾しない上、上記各会社の帳簿の記載内容も相互に整合しており、少なくとも本件各処理に関する記載部分については、その正確性を否定すべき事情はなく、本件各処理に係る金員が、滞納会社口座から控訴人会社口座に直接振り替えられているとしても、上記各帳簿の記載内容に照らせば、本件各処理は、滞納会社から控訴人Y 1 に対する弁済及び控訴人会社による転得であると認めるべきである。

また、②債権回収会社の回答文書（甲7）には、本件残債権の譲渡に至る経緯等に関し、平成21年12月18日に、控訴人Y 1 から、同人自身宛てに本件残債権を譲渡してほしいとの希望があり、債権回収会社において控訴人Y 1 の希望した代金10万円での譲渡を応諾したこと、事務手続

上の事情などから債権譲渡の実施そのものは年が明けた平成２２年１月にしたことが記載され、滞納会社の帳簿（甲１６）上も、平成２１年１２月２８日に控訴人Ｙ１が債権回収会社から本件残債権を買い取ったことが記載されており、これらによれば、少なくとも本件処理１及び同２との関係では、原判決が説示するとおり、本件残債権の譲渡の合意自体は、本件処理１及び同２の前の平成２１年１２月２８日に成立したものと認めるべきである。

さらに、③原審の「第５準備書面」における被控訴人の主張は、時機に後れた攻撃防御方法であるとは認められず、同主張がいわゆる主要事実そのものの主張であるともいえないから、原判決における、控訴人会社が転得者であるとの認定に係る判示が、弁論主義に違背し違法であるとは認められない。

したがって、控訴人Ｙ１は受益者、控訴人会社は転得者に当たると認めるのが相当であり、控訴人らの上記主張は採用できない。

- （２） また、控訴人らは、①控訴人Ｙ１が滞納会社の決算期を変更したのは、本件不動産の売却から生じる消費税及び地方消費税に係る確定申告業務の便宜からであり、消費税等の納付を免れるためではない、②控訴人Ｙ１が本件残債権を１０万円で譲り受けたのは、控訴人Ｙ１の要望によるものではなく、債権回収会社の担当者から提案を受けたことによるものである、③控訴人Ｙ１から２００万円を受領したなどとするＨの供述は信用でき、Ｈへの支払を証する小切手の耳の写しに契印が写らなかったのは、契印が薄くてコピー機が反応しなかったからにすぎず、控訴人らは、滞納会社をＨに譲渡するに当たり、Ｈに本件租税債務を弁済してもらう代価として２００万円を支払っている、などとして、控訴人Ｙ１に通謀的害意はなく、また、控訴人会社に悪意はないと主張する。

しかしながら、①控訴人Ｙ１によって滞納会社の決算期の変更がなされ

るに至った状況や、決算期の変更がなされた後の一連の流れなどを総合すれば、控訴人Y1が滞納会社の決算期を変更したのは、単に本件不動産の売却から生じる消費税等に係る確定申告業務の便宜からではなく、消費税等の納付を免れるためであるとみるのが合理的である。

また、②上記（１）の債権回収会社の回答文書（甲７）の記載内容に照らせば、控訴人Y1が本件残債権を１０万円で譲り受けるに当たっては、控訴人Y1の要望が相当程度反映されていたものと認められる。

さらに、③控訴人らにおいて、Hに対し、本件租税債務を弁済してもらう代価として２００万円を支払ったとの控訴人らの主張が採用できないことは、原判決の説示するとおりである。

したがって、控訴人Y1には通謀的害意が、控訴人会社には悪意が、それぞれ認められるというべきであり、控訴人らの上記主張は採用できない。

- （３） さらに、控訴人らは、滞納会社が平成２２年１２月２８日に提出した確定申告書類等からは、滞納会社において、同社の唯一の取締役である控訴人Y1からの短期借入金の金額が前期に比べて３０００万円以上減少したことが認識できるところ、このことから、滞納会社が控訴人Y1に対して短期借入金の弁済をしたと考えるのが通常であって、短期借入金の減少の理由が上記確定申告書類等に記載されていないからといって、これが弁済によるものであるか分からないなどとはいえず、かかる状況下で被控訴人（福岡国税局）が平成２３年１２月１３日にCに対して照会書を送付していることは、被控訴人において、滞納会社から控訴人Y1に対する弁済の事実を知ったことを強く推認させる、などとして、被控訴人の詐害行為取消権は、滞納会社が上記確定申告書類等を提出した平成２２年１２月２８日又は被控訴人（福岡国税局）がCに対して照会書を送付した平成２３年１２月１３日から２年を経過した、平成２４年１２月２８日又は平成２５年１２月１３日には時効により消滅したと主張する。

しかしながら、上記確定申告書類等の記載内容から、滞納会社において控訴人Y1からの短期借入金の金額が前期に比べて3000万円以上減少したことが認職できるとしても、上記確定申告書類等にはその理由が記載されていないため、上記短期借入金の減少の理由が弁済によるものか否か、弁済によるとしても誰の弁済によるものか、などについては明らかではないから、上記確定申告書類等の記載内容から、被控訴人において、滞納会社から控訴人Y1に対する弁済の事実を知ったと認めることはできないというべきである。

したがって、被控訴人の詐害行為取消権の消滅時効が完成したと認めることはできず、控訴人らの上記主張は採用できない。

- (4) 加えて、控訴人らは、法律関係の早期安定を図る民法426条の趣旨や、自己に有利な証拠資料の散逸の危険という控訴人らの不利益を考慮すれば、被控訴人において、詐害行為取消権の消滅時効の完成を争うことは、信義則に反し、権利の濫用に当たり、許されないと主張する。

しかしながら、本件において、被控訴人において詐害行為取消権の消滅時効の完成を争うことが、信義則に反し、又は権利の濫用に当たるものであるといえるような事情は認められない。

したがって、控訴人らの上記主張は採用できない。

- (5) その他、控訴人らの指摘する事情を考慮しても、上記1の結論を左右するものではない。

- 3 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 佐藤 道明

裁判官 細島 秀勝

裁判官 下澤 良太